

第九管区海上保安本部公示第68号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月28日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔（公印省略）

金沢港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所
住 所 石川県金沢市大野町4-2-1

名 称 第九管区海上保安本部
住 所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

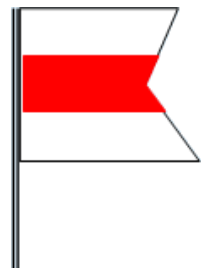
区 域 金沢港（付図に示すとおり）
期 間 令和7年11月1日から11月30日までのうち1日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

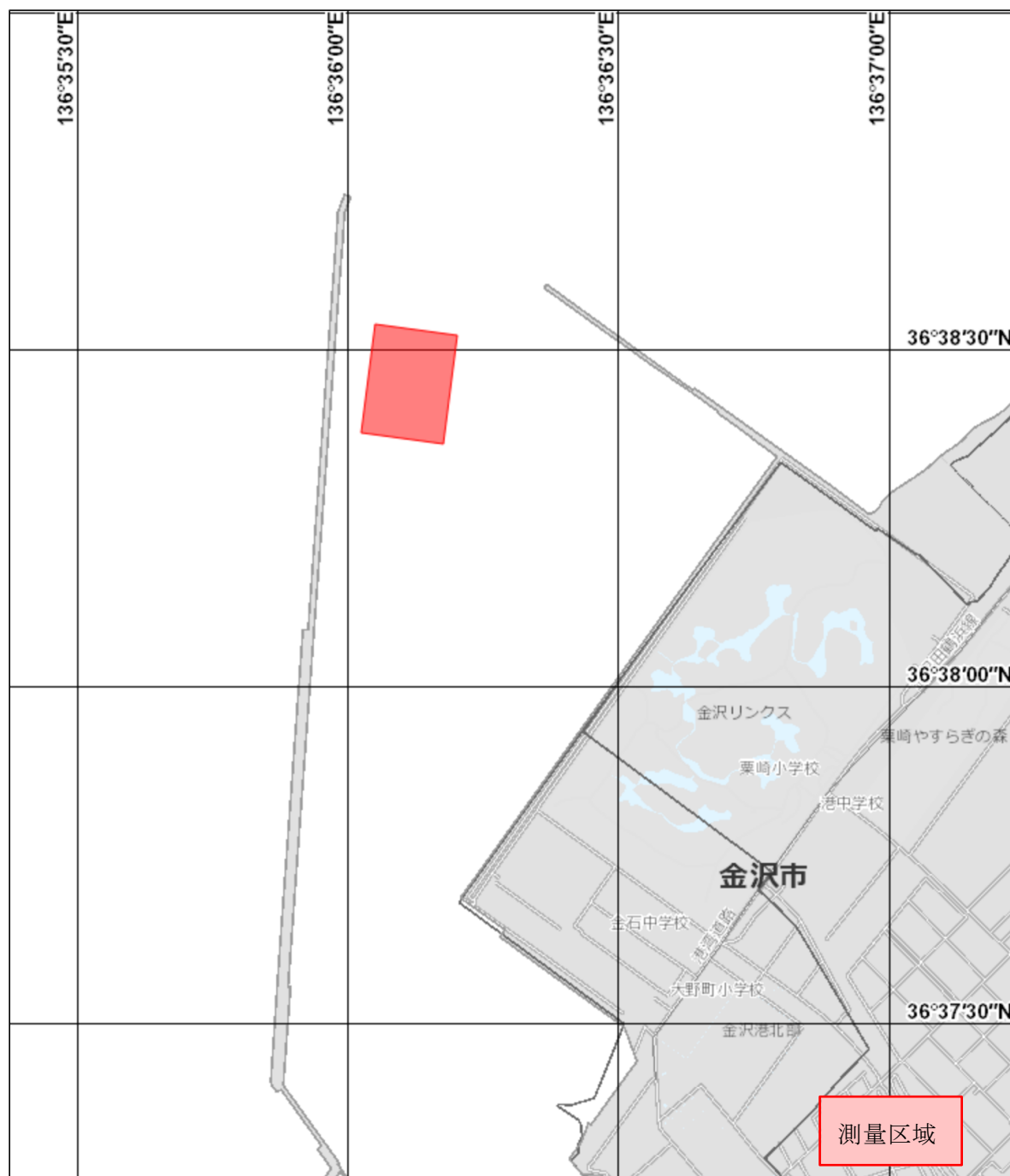
4 航行船舶に対する安全措置

- イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
- ロ 九管区水路通報により周知する。



付 図

測 量 区 域



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成

[海上保安庁(JCG)/(C)Esri Japan]